

第47回衆議院総選挙に伴う在外投票の実施について

在デトロイト日本国総領事館

第47回衆議院議員総選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われています。

1. 選挙の日程

- 公示日： 平成26年12月2日（火）
- 在外公館投票の開始日： 平成26年12月3日（水）
- 日本国内の投票日： 平成26年12月14日（日）

デトロイト総領事館における在外公館投票は、12月6日に終了しました。

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のいずれかの方法で投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには、[こちら](#)。

尚、平成25年の公職選挙法改正により、小選挙区選挙の選挙区が変更されている場合がありますので、ご注意ください。（17都県において42選挙区の改定が行われています。）選挙区を確認するには、[総務省ホームページ](#)、及びあなたの選挙管理委員会のホームページ等をご利用ください。

在外公館投票

デトロイト総領事館における在外公館投票は、終了しました。

公館によって投票終了日が異なります。事前に在外公館にご確認ください。

在外公館投票を実施する日本国大使館、総領事館及び領事事務所などの一覧は、[こちら](#)。

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および選挙人証を送付します。

請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>) からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日（12月14日）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3ヶ月間）は、在外選挙人証を提示して、下記(1)～(3)のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

- (1) 期日前投票 登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。
- (2) 不在者投票 在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

- (3) 投票所における投票 登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内での投票に関する詳細は、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

- 今次国政選挙より、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されています。
外務省ホームページにもリンクを設けています。
- 候補者情報も、これまでどおりリンクを設けていますのでご利用ください。

以上